

那覇市申請書自動作成システム導入業務仕様書

1 件名

那覇市申請書自動作成システム導入業務

2 業務の目的

本業務は、庁舎窓口にてマイナンバーカードや電子証明書の更新手続き等の際に、市民本人のマイナンバーカード等を利用して、各種申請書の記入を支援するシステムを導入するものである。

システムを導入することにより、手続きの簡素化や対応時間の削減を図り、より良い行政サービスを提供することを目的とする。

3 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

4 稼働開始予定日

令和7年10月1日

5 機器等の数量

2セット（機器本体及びプリンタ等）

6 設置場所

那覇市役所ハイサイ市民課 那覇市泉崎1丁目1番1号（1階）

7 業務内容

- (1) システム導入行程の管理
- (2) 機器構成の定義
- (3) 機器の調達
- (4) 機器搬送及び設置
- (5) システムセットアップ及び設定

機器等を接続し、職員が申請書等の設定ができる状態とすること。導入事業者の作業により申請書等の設定を行う場合は申請書入力ができる状態とすること。

- (6) システム稼働確認
- (7) 職員への操作研修

本稼働に向け、システムの操作方法について操作マニュアル等を用いて職員研修を

実施すること。研修の規模としては職員 5 名程度（窓口業務受託事業者の職員含む）を対象として実施すること。

研修に係る事前準備や講師等は受託者が行い、実施場所の提供は本市が行う。

8 基本的事項

- (1) 市民及び職員にとって、簡単に操作できるように配慮されたシステムであること。
- (2) 個人情報の漏えいがないよう、情報セキュリティに配慮されたシステムであること。
- (3) 申請書等は、マイナンバーカードの電子証明書に係る手続きの申請書が出力できるシステムであること。また、本市の申請書様式を使用することもできるシステムであること。
- (4) システム及び機器は、導入後 5 年間は継続して利用できるように保守対応が可能であること。

9 使用するカード

マイナンバーカードを必須とし、他のカードを使用することもできることが望ましい。

10 システム機能要件

- (1) 機器は、申請書等の種類や数量を入力する操作端末、マイナンバーカード等を読み取装置及び申請書等を印刷するプリンタから構成されるものであること。
- (2) 操作端末と読取装置は、一体化されたものであっても、別体のものであっても可能とする。
- (3) プリンタは操作端末や読取装置と一体化されたものではなく、プリンタ単体のものであること。また A4 サイズ用紙に印刷ができるものであって自動両面对応のものとし、操作端末との接続は、USB ケーブル等に対応できるものとする。
- (4) 市民が操作端末を操作し、読取機器を使ってマイナンバーカード等から読み取った情報を申請書等に印字し、プリンタから出力できること。
- (5) マイナンバーカードを利用する場合は、「氏名」「生年月日」「住所」「性別」を IC チップより読み取り、申請書等に反映すること。その他のカードを利用する場合は、「氏名」「生年月日」「住所」を読み取り、申請書等に反映すること。
- (6) 操作端末は、簡単に操作できるようタッチパネル操作であること。
- (7) 申請書等を出力した後は、個人情報が機器に残らないこと。
- (8) 操作に関する履歴を保存し、申請書等の出力件数など統計的な把握が可能であること。
- (9) 操作端末がタブレット形状のもので自立できないものの場合は、操作端末台数分の金属製スタンドを含めること。
- (10) 盗難を防止するためのセキュリティワイヤーを操作端末及び認証装置の台数分含め

ること。(鍵で施錠できる形状のものとし、ワイヤー長は 1.5m 以上とする。)

(11) 操作端末、読取装置及びプリンタとの接続においてコネクタの変換が必要な場合は、変換コネクタや変換ケーブルを含めること。

11 保守等要件

システム及び機器の保守期間は 5 年間とし、費用に含めること。

12 納品物

- (1) 業務完了届
- (2) 機器等一式
- (3) 操作マニュアル

13 留意事項等

- (1) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。